

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 24 年 12 月 7 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は商工観光部及び建設部である。うち，次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
商工観光部 商工課，中心市街地活性化対策事務局，企業立地雇用課及び産業支援センター	平成 24 年 10 月 3 日から 10 月 16 日まで
建設部 道路管理課，道路建設課	
河川課	平成 24 年 10 月 3 日から 10 月 5 日まで

第 2 監査の範囲

平成 23・24 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，实地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 商工観光部

商工課

【指摘事項】

- 1 無効とすべき見積書により業務委託契約を締結しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正でないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

企業立地雇用課

【指摘事項】

- 1 物品の廃棄に伴い、発生した債権及び廃棄経費の処理が適正に行われていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 建設部

道路管理課

【指摘事項】

- 1 無効とすべき見積書により契約締結しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給していたものが1件見られた。当該旅費について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 業務委託契約に当たり、契約約定に定められた承諾を得ずに再委託が行われていたものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 法定外道路占用料の決定に当たり、減免申請がないものを減免しているものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 補助金交付決定に当たり、決定通知書を交付していないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 週休日の振替に当たり、振替命令が事前に行われていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

道路建設課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 工事請負契約等の履行に当たり、選任した監督員等を受注者に通知していないも

のが9件見られたので、適正な事務の執行を求める。

河川課

【指摘事項】

- 1 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給しているものが2件見られた。当該旅費について、返納の手続きを行うことを求める。
- 3 水路占用料の算定に当たり、算定に誤りがあるものが1件見られたので、当該占用料について、還付の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 水路占用許可に当たり、申請された期間を超えて占用を許可しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。